

沖縄県個人情報保護審査会答申第 115 号 概要

①件名	特定住所地の現状の車庫証明に関する書類に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 5 年 10 月 20 日（受理：令和 5 年 10 月 20 日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（交通部交通規制課）
④決定年月日	令和 5 年 11 月 6 日（沖交規第 4822 号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>法第 78 条第 1 項第 2 号（個人に関する情報）に該当。</p> <p>開示することにより、当該個人の利益、権利を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるとして、沖縄県情報公開条例施行規則第 2 条で定める職（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）に該当することから不開示とする。</p> <p>なお、個人情報の保護に関する法律施行条例第 3 条の規定により、沖縄県情報公開条例第 7 条第 2 号ウに掲げる情報（公務員の職、氏名等）は原則開示されることとなっているが、当該開示される情報から警部補以下の職にある公務員の氏名は除かれている。</p>
⑦審査請求年月日	令和 5 年 11 月 21 日（受理：令和 5 年 11 月 24 日）
⑧審査請求の趣旨	全保有個人情報開示の請求（不開示とした決裁欄及び作成者欄を除く）
⑨審査請求理由要旨	<p>令和 5 年 10 月 20 日付で保有個人情報の開示請求を行い、令和 5 年 11 月 6 日付沖交規第 4822 号にて保有個人情報の部分開示の決定通知を受けたが、開示請求の趣旨は同所在地に申請された自他全ての者に対しての車庫証明に関する個人情報の開示であったが、その目的を達成しておらず土地、建物の権利者として敷地利用権及び、所有権に基づく民事訴訟等法的請求（車両等収去土地明け渡し及び、損害賠償請求）を行う対象者確定の根拠資料として重要な資料となり得るが不開示とした理由すら述べられていない為、納得できないので開示された自己以外全ての者の車庫証明に関する保有個人情報の追加の開示を請求するものである。</p>
⑩諮問年月日	令和 6 年 4 月 12 日（沖公委（監）第 79 号）
⑪答申年月日	令和 6 年 8 月 1 日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和 5 年 11 月 6 日付け沖交規第 4822 号の保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）については妥当であ</p>

る。

○審査会の判断理由（概要）

審査請求人は本件処分における不開示部分について審査請求の開示対象としていないことから、審査会は「開示された自己以外全ての者の車庫証明に関する保有個人情報の追加の開示を請求する。」という審査請求人の主張について、次のとおり判断する。

1 法第 76 条第 1 項の該当性について

本条項の文言どおり、開示請求の対象となる情報は「自己を本人とする保有個人情報」とされており、自己以外の者の保有個人情報は本条項に該当せず、開示請求の対象とならないことは明らかである。

したがって、特定住所地における自己以外の者の保有個人情報の開示を求める審査請求人の主張は認められない。

2 法第 78 条第 1 項の該当性について

本条項は、開示請求に係る保有個人情報に同項各号に掲げる不開示情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないと規定している。

上記 1 で判断したとおり、自己以外の者の保有個人情報は開示請求の対象とならないことから、本条項を適用する余地はなく、この点に反する審査請求人の主張は認められない。

3 不開示理由の通知について

審査請求書における、「不開示とした理由すら述べられていない」という審査請求人の主張について、開示請求に対する措置として、法第 82 条第 2 項は「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき・・・は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

しかしながら、自己以外の者の保有個人情報を開示しない場合には、法第 78 条第 1 項を適用する余地はなく、審査請求人が主張する、審査請求人以外の者の保有個人情報を不開示とした理由を述べなかった実施機関の対応に何ら問題はない。

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。